

## 意見書（医師記入）

蛸ヶ丘保育園 園長様

児童氏名 \_\_\_\_\_

下表の「✓」に該当する感染症について、症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりましたので  
年 月 日より登園可能と判断します。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

医療機関 \_\_\_\_\_

医師名 \_\_\_\_\_

✓	感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
	麻疹（はしか）	発症 1 日前から発疹出現後の 4 日後まで	解熱した後 3 日を経過していること
	風しん	発疹出現の 7 日前から後 7 日後ぐらい	発しんが消失していること
	水痘（水ぼうそう）	発疹出現 1～2 日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺・顎下線・舌下線の腫脹が発現してから 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
	結核		医師により感染のおそれがないと認められていること
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱・充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日経過していること
	流行性角結膜炎	充血・目やになど症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
	百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
	腸管出血性大腸菌感染症（O157, O26, O111 等）	医師により感染の恐れがないと認められていること。（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している 5 歳以上の小児については出席停止の必要はなく、又 5 歳未満のこどもについては、2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）	
	急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められていること	
	信襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	医師により感染のおそれがないと認められていること	

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できることが大切です。

園児がよくなる上記の感染症について、子どもの症状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を園に提出してください。